



平成 23 年 2 月 23 日
株式会社シノケングループ
代表取締役社長 篠原 英明
(J A S D A Q ・ 8 9 0 9)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 21 回定時株主総会に、定款の一部変更について承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループの事業内容の多様化並びに事業展開に備えるため、目的を変更するものであります。
- (2) 将来の機動的な資本政策を可能とするため、発行可能株式総数を増加するものであります。
- (3) 上記のほか、基準日に関する規定の修正、議事録に関する規定の削除、条数の繰上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

次ページ以下（P2～P4）をご参照下さい。

3. 日程

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 23 年 3 月 30 日（水曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 23 年 3 月 30 日（水曜日） |

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1号~2号 (条文省略)</p> <p>3. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>4号~11号 (条文省略)</p> <p>12. 投資顧問業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>13号~14号 (条文省略)</p> <p>15. <u>投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第2条第16項に定義される投資信託委託業</u></p> <p>16. <u>投信法第2条第17項に定義される投資法人資産運用業</u></p> <p>17. <u>前二号に付随する宅地建物取引業法第50条の2第1項第1号に定める取引一任代理等の業務</u></p> <p>18号~33号 (条文省略)</p> <p>第3条~第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1号~2号 (現行どおり)</p> <p>3. 不動産の売買、賃貸、仲介、<u>管理およびマンション管理業</u></p> <p>4. <u>建造物および構築物の清掃、保守、警備等の管理運営業務</u></p> <p>5. <u>建造物および構築物の各種設備機器の点検、保守、管理</u></p> <p>6. <u>駐車場管理に関する業務全般</u></p> <p>7. <u>警備業法に基づく警備業</u></p> <p>8号~15号 (現行どおり)</p> <p>16. <u>金融商品取引法に定義される第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業</u></p> <p>17. <u>宅地建物取引業法第50条の2第1項に定義される取引一任代理等の業務</u></p> <p>18号~19号 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>20号~35号 (現行どおり)</p> <p>第3条~第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>160,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第9条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第9条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u></p> <p>第三章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第26条～第28条 (条文省略)</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第 39 条 ~ 第 41 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 43 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を</u>することができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 45 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第 36 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当を</u>することができる。</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を</u>することができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による中間配当を</u>することができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 42 条 剰余金の配当および中間配当にかかる配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未交付の配当財産には利息をつけないものとする。</u></p>

以上

Shinoken Group Press Release

<<本リリースに関するお問い合わせ先>>
 I R 室 TEL : 092-477-0040